

岩手県企業局管理規程第7号

企業局契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年12月25日

岩手県企業局長 菅原伸夫

企業局契約規程の一部を改正する規程

企業局契約規程（平成6年岩手県企業局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後		
<p>(随意契約によることができる額)</p> <p>第16条 <u>政令第167条の2第1項第1号の額</u>は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表の右欄に定める額とする。</p> <table border="1"><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>(契約保証金の免除)</p> <p>第22条 契約担当者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>連帯保証人（当該契約から生ずる契約者の一切の債務を連帯して負担することを保証する者をいう。）その他契約の相手方が契約を履行することができない場合において当該契約の相手方に代わって契約の内容である業務を完了することを保証する者を立てたとき。</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) 一般競争入札の方法により契約を締結する場合において、契約金額が50万円以下であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。</p> <p>(11) [略]</p>	[略]	<p>(随意契約によることができる額)</p> <p>第16条 <u>地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号の管理規程で定める額</u>は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表の右欄に定める額とする。</p> <table border="1"><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>(契約保証金の免除)</p> <p>第22条 契約担当者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) 一般競争入札の方法により契約を締結する場合において、契約金額が50万円以下、<u>(競争入札参加資格者と契約を締結する場合にあつては、100万円以下)</u>であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。</p> <p>(10) [略]</p>	[略]
[略]			
[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

- この規程は、平成28年1月1日から施行する。
- この規程による改正後の企業局契約規程第22条の規定は、この規程の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、なお従前の例による。